

# 研究発表論文 総合的な空間管理計画としての緑の基本計画の可能性に関する考察

## A Study on the potential of Green Structure Plan as Comprehensive Spatial Control Plan

竹内智子\*

Tomoko TAKEUCHI

**Abstract:** This study addresses the potential for land use control of urban and rural areas through Green Structure Plans developed by municipal governments. First, the current conditions of parks and green open space's planning system in Tokyo were analyzed. The 130 systems based on municipal ordinance and its own guidelines related Green structure plans of 51 municipal governments in Tokyo were clarified from the viewpoint of feasibility. Second, the key goal indicators of 22 Green Structure Plans were classified and organized. Third, the 2 recent cases of the Tokyo Metropolitan Government were studied to consider the role of prefectural and city governments. As a result of these research, the following 3 points were suggested; 1) To ensure the feasibility of plans, municipal governments should use more variety kinds of tools, 2) The key goal indicators should be more carefully-crafted to evaluate each policies, 3) The important role of prefectural and city governments is to coordinate among municipal governments and support them by technically financially and systematically. Finally, the new relationship between Green structure plans and other plans was proposed to use Green structure plan effectively for land use control.

**Keywords:** Green Structure Plan, green open space, spatial control, land use, ordinance

**キーワード:** 緑の基本計画, 緑地, 空間管理, 土地利用, 条例

### 1. はじめに

高度成長期に合わせてつくられた都市計画の制度体系を、現代に合わせて見直そうという動きがある<sup>1)2)</sup>。一方、緑地に係る分野では、都市緑地法に基づき平成6年に制度化された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(以下、緑の基本計画)が、各自治体で改訂時期を迎えている。このような中、本論では、緑の基本計画に着目し、①現在の緑に関する制度の状況を踏まえ、改訂時期にある緑の基本計画の改訂の方向性を示唆すること、②今後都市計画の制度体系を再構築することを見据えて、緑の基本計画と都道府県との関係、他制度との関係について新たな方向性を提示すること、を目的とする。緑の基本計画に着目した理由は、①策定主体が区市町村であり、全国的に浸透してきていること<sup>3)</sup>、②関連制度が都市計画・景観・自然保護など多岐にわたること、③土地利用誘導・都市施設整備など具体的な空間コントロール手段を活用できること、という特徴を持つためである。

研究方法は、計画策定比率が高く、多くの制度が講じられてきた東京都を例に目的に対し以下のように進めた。まず、緑の基本計画の改訂の方向性を示すため、①現在の緑の制度の適用状況と傾向を把握する(第2章)。②計画の策定主体である区市町村の制度について実効性に関し特徴を分類・考察する(第3章)。③①②で把握された制度の効果に関し、現在の計画指標が適切であるか検討する(第4章)。次に、緑の基本計画と都道府県との関係・他制度との関係について方向性を見出すため、④新しい事例から、計画と都道府県の関係について考察する(第5章)。以上を踏まえ、⑤他制度との関係について新たな方向性を提示する(第6章)。

緑の基本計画に関しては、制度創設期の意義について石川ら<sup>4)</sup>が課題を整理したもの、最近の事例を基に多様化した緑の基本計画について考察したもの<sup>5)</sup>がある。市町村を主体とした制度の実効性に関する研究としては、各自治体の策定する「まちづくり条例」を中心に内海・小林<sup>6)~8)</sup>、秋田<sup>9)</sup>らの研究の蓄積がある。国レベルの緑の計画制度の実効性に関する分類については、平田<sup>10)</sup>、

舟引<sup>11)</sup>が行っている。都道府県・市町村の制度も含めた緑に関する制度をその傾向に基づいて分類・整理し、都道府県との関係も含めて緑の基本計画について考察したものは少なく、実態に基づいて、現在の改訂の方向性と将来的な緑の基本計画の活用を考察することに本論の意義が見出せる。

### 2. 緑の基本計画で扱う制度の適用状況～東京都を例に～

緑の基本計画が創設されてからの現状を把握するため、緑地の分類<sup>12)</sup>に基づき、行政一次資料<sup>13)~18)</sup>を用いて東京都で適用されている主要な制度と、制度創設翌年の平成7年度から平成22、23年度までの把握可能な各制度の適用状況を整理した(表-1)。

平成7年度以降、営造物制度では、都市公園は原則として10ha以上は都、未満は区市町村が設置するが、区市町村の所管する指定面積で伸び率が上がっている(143.5%)。公開空地や屋上緑化など民有地で創出される緑地も131ha増加している。都市公園事業以外の区市町村条例による公園の伸び率も高い(165.0%)。これらは主に土地区画整理法・都市再開発法などに基づく整備である。地域制緑地制度では、生産緑地地区の減少が著しい(561ha減)。都や国が運用する法に基づく制度(風致地区、近郊緑地保全区域など)は、多くが2以上の区市町村にまたがる広域の指定であるが、面積増加がほとんどない。都条例に基づく緑地保全地域制度は指定面積(194ha増加)、伸び率(134.9%)共に大幅に増加している。平成7年以降は主に区市町村が所管する比較的小規模な緑地、民有地の開発による公開空地などの緑地、条例に基づく緑地を中心に、緑地が増加していることが推察される。

### 3. 実効性に関する区市町村制度の分類と特徴

次に表-1の分類のうち、区市町村の所管する制度を取り上げ、実効性の観点から分類し、その傾向について考察した。対象としたのは、東京都と区市町村間で平成22年5月に策定した「緑確保の総合的な方針」<sup>19)</sup>に記載されている制度(制度数130、根拠条

\*東京都建設局

表一 緑地の分類と東京都の制度の適用状況

分類	東京都・区市町村の事例		適用状況 (ha)		備考	
	施設名・区域名など(根拠法・条例)	H7	H22-23	増加		変化率%
緑地	施設緑地	都市公園(都市公園法・都市計画法)	3,995	5,585	1,590	139.8
		うち区市町村立公園	2,428	3,483	1,055	143.5
		地区施設(都市計画法)				
		一団地の住宅施設の公園緑地(都市計画法)				
		海上公園(海上公園条例)	726	787	61	108.4
		区市町村条例による公園(区市町村条例)	261	274	13	105.0
		公園・公社の設置する公園	107	102	▲5	95.3
		公開している教育施設				
		公共団体が設置している運動場				
		道路環境施設帯および街路樹	392,107	602,100	209,993	153.6
緑地	地域制緑地等	公共公益施設の植栽地 等				
		都市開発誘導制度 <sup>※</sup> による公開空地(総合設計制度等)	102	188	86	184.3
		地区施設(都市計画法)				
		民間				
		寺社境内地				
		民間の屋上緑化空間、運動場 等	4	135	131	3,375.0
		特別緑地保全地区(都市緑地法)	257	260	3	101.3
		風致地区(都市計画法・風致地区条例)	3,570	3,572	2	100.1
		生産緑地地区(生産緑地法)	4,039	3,478	▲561	86.1
		近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法)	1,477	1,477	0	100.0
緑地	法による地域	景観計画区域、景観地区(景観法・景観条例)	0	19	19	-
		景観基本軸、景観形成特別地区(景観法・景観条例)				
		国立公園・国立公園(自然公園法)	69,666	69,666	0	100.0
		農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法)				
		河川区域(河川法)				
		保安林区域(森林法)				
		地域森林計画対象民有林(森林法)				
		保存樹・保存樹林(樹木保存法)				
		史跡・名勝・天然記念物(文化財保護法)				
		緑地協定(都市緑地法)				
緑地	条例によるもの	景観協定(景観法)				
		都立自然公園(自然公園条例)	9,686	9,686	0	100.0
		緑地保全地域(自然保護条例)	557	751	194	134.9
		緑のフィンガープラン対象地区(自然保護条例)				
		区市町村条例による区域 等(区市町村条例)				

※再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計

例65, 要綱31, 自治体数51: 区23, 市町28, 平成21年12月1日現在<sup>20)</sup>。

(1) 制度の実効性に関する分類方法

まず、対象とする制度の実効性について分類するに当たり、空間管理に関する制度の実効性の分類方法を既往研究から整理した。内海<sup>7)</sup>は、都市マスタープラン(以下MP)を例に、実効性を地区計画や建築協定、事業、開発許可等の「法定実行手段」と、市町村独自の条例等に基づく「規制誘導規定」等により、目標像を実現していくこととし、法的強制力による「法規範的実効性」と行政指導などの相手方の任意の協力による「事実的実効性」に分類した。大橋<sup>22)</sup>は、都市空間制御の行政手法を①許可・届出制のほか、過料、違反命令などの規制的手法、②補助金、税の減免、法定外目的税などの経済的手法、③契約・協定などの合意形成手法、に分類した。平田<sup>10)</sup>は、緑を確保する計画の実現手段として、①規制、②事業、③誘導、④普及啓発・基本方針の提示の4つに分けている。舟引<sup>11)</sup>は、施策の実効性を内部効と外部効にわけ、計画自体を包括的計画(外部効・内部効を持つ)、外部効を持つ計画、内部効を持つ計画の3つに分けている。

(2) 実効性の観点からみた区市町村制度

既往文献<sup>10)</sup>を参考に、まず対象とする各制度を土地利用との関係から、次の4つに分類した。①緑地施設整備に関わる事業(公園事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業など)、②他の土地利用も含めて緑地を保全・誘導する制度(景観計画区域、緑地保全地域など)、③緑の土地利用(樹林地・草地など)を保全する制度(保存樹林、保存緑地など)、④開発の際に緑地の保全・創出をする制度(開発許可、緑化計画書など)。このうち、①の緑地施設整備に関わる事業については、多くが法令に基づく制度であり対象となる区市町村独自の制度が見られないため除外した。

次に、対象となる条例・要綱を種類によって分類した(表-2)。全体で8割強の自治体、(51自治体のうち44)で緑・自然保護に関する条例がある。市町では、まちづくりに関する条例(28市町のうち11)や開発指導要綱による運用(28市町のうち16)も多い。

さらに、既往研究の分類を参考に各制度で用いられている行政手法を実

表-2 緑関連条例の分類

制度	緑・自然保護	緑化	まちづくり	開発	合計
条例	44	4	12	5	65
区	18	1	1	1	21
市町	26	3	11	4	44
要綱	6	4	3	18	31
区	4	3	2	2	11
市町	2	1	1	16	20
合計	50	8	15	23	96
区	22	4	3	3	32
市町	28	4	12	20	64

効性の観点から以下のように分類した。1) 規制的手法: ①許可, ②届出, ③事前協議, ④契約・協定, 2) インセンティブ手法: ①買取, ②税の減免, ③税相当額の補助(相当額の一部も含む), ④補助金(③も含む), ⑤労力の提供(自治体やボランティアによる管理支援等)。この他に法定外目的税(横浜市のみどり税等)や、緑化による容積率上乘せなどのインセンティブ手法があるが、今回対象とした制度に該当がなかったため分類から除いた。130の制度に対し、使われている行政手法を重複も含めて確認し、1)他の土地利用も含めて緑地を保全・誘導する制度(区域指定緑地)、2)緑の土地利用を保全する制度(保存樹林)、3)開発の際に緑地の保全・創出をする制度(緑化計画書・開発指導)にわけて区、市町別に集計した。

結果を表-3に示す。最も多く用いられている行政手法は、区域を指定した緑地と保存樹林に対する補助金(43.8%)であり、うち30%が固定資産税・都市計画税の相当額もしくは一部負担をしている。ついで届出制(30.0%)であり、区域指定をする緑地制度、緑化計画書制度共に適用割合が高い。区域指定緑地制度では、30.3%が届出制、48.5%が契約・協定によるものであり、地権者に負担の少ない行政手法が主となっている。このうち3分の1が買収の規程も持っている。区ではすべての自治体で緑化計画書制度があり、届出又は事前協議により、開発の際の緑地の保全・創出を行っている。市町では、緑化計画書制度がある自治体数は5と少なく、開発指導要綱など開発行政の中で緑化指導を行っている自治体は多い(28市町のうち26)ことがわかる。区市町村主体の緑に関する制度は、届出、契約・協定、補助金など地権者・申請者に負担の少ない制度になっているが、一方で行政側の財政負担が大きい。また、届出や事前協議の制度は、事業制度や許可制度と比べ強制力が弱いという問題点がある。

表-3 緑関連条例の制度の特徴による分類

制度数	規制的手法						インセンティブ手法			
	許可	届出	事前協議	契約・協定	買取	税の減免	税相当額の補助	補助金*	労力の提供	
制度数合計	130	6(4.6)	39(30.0)	29(22.3)	22(16.9)	11(8.5)	12(9.2)	17(13.1)	57(43.8)	18(13.8)
区	54	2(3.7)	23(42.6)	4(7.4)	5(9.3)	3(5.6)	2(3.7)	4(7.4)	22(40.7)	9(16.7)
市町	76	4(5.3)	16(21.1)	25(32.9)	17(22.4)	8(10.5)	10(13.2)	13(17.1)	35(46.1)	9(11.8)
規制的手法を主とし、他の土地利用も含めて保全する制度										
区域指定緑地	33	6(18.2)	10(30.3)	3(9.1)	16(48.5)	11(33.3)	10(30.3)	9(27.3)	19(57.6)	14(42.4)
区	10	2	2	1	5	3	2	2	4	5
市町	23	4	8	2	11	8	8	7	15	9
インセンティブ手法を主とし、緑の土地利用を保全する制度										
保存樹林	43					2(4.7)	8(18.6)	38(88.4)	4(9.3)	
区	21					0	2	18	4	
市町	22					2	6	20	0	
規制的手法を主とし、開発の際に緑地の保全・創出をする制度										
緑化計画書	28		26(92.9)	3(10.7)						
区	23		21	3						
市町	5		5	0						
開発指導	26		3(11.5)	23(88.5)	6(23.1)					
区	0		0	0	0					
市町	26		3	23	6					

※補助金には税相当額の補助を含む

4. 緑の基本計画の施策効果と目標・指標

東京都における緑の基本計画の策定・改訂状況を整理した(表-4)。計画策定は、法定制度が出来る以前に独自の計画を策定した時期(S62~H3)、法に基づき計画策定した時期(H7~H17)、改訂時期(H18~現在)にわけられる。初期策定の目標期間が終了し、平成16年の都市緑地法改正を踏まえて現在、H11年前後に策定された多くの自治体において改訂が進められていることがわかる。

前章で整理した制度の傾向が、これらの緑の基本計画においてどのように把握されているかを、計画目標としている指標を基に考察した。区部において策定された最新の計画(23区のうち未策定の1区を除く22区)を入手し、計画の達成すべき数値目標を整理した(表-5)。数値目標を持たない江戸川区を除くすべての区

において、「緑被率」または「みどり率」、それに類する数値目標が設定されている。これらは公有地・民有地も含む緑被・水面などの総面積に対する面積比率であり、実態調査や航空写真データにより測定される。「確保する緑地の面積・割合」を設定している自治体は6区、これは地域制緑地施策の区域面積や公園面積を計上するもので、実質緑地が失われていても施策を講じた面積が増えれば成果となる。「都市公園面積」、「住区基幹公園面積」など公園整備面積に関する指標は行政が整備を実施すれば必ず数値の増加につながる指標である。「一人当たりの公園面積」は、10区で活用されているが、人口が減少に転じれば施策自体の効果が見えにくくなる。民有地に関する指標は6区と少なく、助成の有無や保存樹木の本数などのアウトプット指標と、大径木数や屋上緑化面積などアウトカム指標がある。住民満足度は平成19年度以降、7区と最近では多く用いられている指標である。これもアウトカム指標であり、各施策との相関関係を導き出すのは難しい。

各自自治体で用いられている指標の特色やメリット・デメリットを整理した(表-6)。9割以上の自治体が緑の基本計画の数値目標としている緑被率・みどり率の高低は、緑被の存在を把握できるが、制度の分類は判別できない<sup>23)</sup>。そのため、現在多くの自治体で用いられている緑被率などの指標は、どの制度により施策効果があがったのか、なかったかが見えにくい。対応策として、土

表-4 東京における緑の基本計画策定・改訂状況

策定年	区市町村名	
S.62	北区	
H.2	荒川区	武蔵村山市
H.3	稲城市	
H.7	羽村市	
H.8	墨田区	
H.9	武蔵野市	武蔵村山市
H.10	足立区	清瀬市 千代田区
	板橋区	練馬区 新宿区
	清瀬市	東久留米市 昭島市
H.11	港区	中央区 文京区
	杉並区	世田谷区 立川市
	八王子市	東村山市 多摩市
	葛飾区	狛江市 小金井市
	福生市	瑞穂町 日の出町
	目黒区	町田市 東大和市
	大田区	調布市 府中市
	青梅市	稲城市
H.12	小平市	あきる野市 北区
H.13	豊島区	中野区 国分寺市
	日野市	
H.14	台東区	江戸川区 港区
H.15	国立市	小金井市 羽村市
H.16	渋谷区	西東京市
H.17	三鷹市	
H.18	目黒区	
H.19	足立区	江東区
H.20	葛飾区	世田谷区 武蔵野市
H.21	練馬区	新宿区 中央区
	中野区	荒川区 青梅市
	府中市	
H.22	北区(2)	杉並区 八王子市
	日の出町	
H.23	墨田区	港区(2) 大田区
	豊島区	板橋区 昭島市
	調布市	町田市 東村山市
	国分寺市	清瀬市

※欄外は改訂した自治体。(2)は二度目の改訂。

地所有別・土地利用別に緑被率の内訳の目標を提示している台東区、荒川区などがある。また、世田谷区のように農地の目標減少率(マイナス値)を明示することは他ではなされていない。

住民満足度のようなアウトカム指標は、それだけでは個別の制度について効果を検証し、フィードバックさせることは難しい。また、緑の質の維持・向上を評価する指標はほとんど用いられていない。前章の分析で多く見られた、開発に対する緑化制度の充実、協定や届出による緑地保全制度に関しては、現在の緑の基本計画の指標では充分効果が把握できていないと考えられる。

## 5. 都道府県と緑の基本計画の関係

次に緑の基本計画と都道府県の新たな関係について、最近の区市町村の制度を活かした東京都の事例を基に考察する。

### (1) 農の風景育成地区制度<sup>18)</sup>

都市計画法では現在、市街化区域内農地は都市の土地利用としての位置づけがない。しかし、市街地においても農地の重要性が見直され、都内の区市町では都市農地を保全するため協議会を設立した<sup>24)</sup>。このような中、都が平成23年7月に策定した「農の風景育成地区」制度は農地を保全するまちづくりをする地域に対し、区域を定めて区市町が「育成計画」を作成、緑の基本計画等への位置付けがあるか、地区面積の10%以上の農地があるか等の要件を満たせば都が認定する。地区内では、区市町主体で各種制度の運用をする。都は、散在する農地を一つの都市計画公園と認め公園事業で買取ることができる仕組みや、屋敷林を特別緑地保全地区に指定、区市町が買取の際に都の補助金の一部充当される等、助言も含めた多様な支援を行うものである。都と区市町の間を整理した制度の概念図を図-1に示す。地域の将来像を描き、制度を運用する主体は区市町であるが、都が制度の活用や財政の支援を行い、実効性を高める仕組みとなっている<sup>25)</sup>。

### (2) 既存の緑を守る方針(緑確保の総合的な方針)<sup>19)26)27)</sup>

本方針は、平成22年5月、都と区市町が合同で策定した。各区市町の緑の基本計画の将来目標像をすべて収集、広域的に連続する水と緑の資源を抽出した系統分類図をGISを用いて作成した。都がデータを整備することで、予算の少ない自治体でも図化が可能となった。都と各区市町は、事業主体として今後10年に確保を予定している場所・面積を明示し、都は特別緑地保全地区の区市町の買取に対する補助制度を創設した。役割分担を示した制度の概念図を図-2に示す。都は、広域的な制度運用の主体と区市町の技術的・財政的支援の二つの役割を担っている。制度創設後約一年が経過した現在、改訂された2区4市1町の緑の基本計画に本方針が記載され、都は2市の新規指定した特別緑地保全地区の買取に対する補助を行っている。

## 6. まとめ

以上、現在の緑の制度の適用状況(第2章)、多用されている制度の実効性から見た特徴の把握(第3章)、計画指標の妥当性の検討(第4章)、新たな都と区市町村の事例分析(第5章)より、明らかになった点と考察を述べる。

### (1) 緑の基本計画の改訂の方向性

#### (i) 計画と実効性ある手段を結びつける仕組み

現在緑関連で多用されている制度は、都市計画では10ha未満の小規模なもの、条例・要綱では地権者には受け入れやすいが実効性の弱いものが多く、区市町村が主体で運用する制度が多いことがわかった。しかし緑の基本計画は、施設整備(公園緑地)、用途地域(緑化地域)、地域地区(特別緑地保全地区等)の都市計画を活用することができる。計画の改訂にあたっては、区市町村が主体的に運用する個別の制度だけでなく、このような実効性ある都市計画制度を組み合わせ、活用する必要がある。

表-5 東京23区の緑の基本計画における目標指標

策定・改訂年	自治体名	公有地・民有地の緑地量		公園・公共施設の整備		民有地の緑化・緑地保全		環境		住民満足度・参加		その他
		緑被率、みどり率、緑被率など	確保する緑地の面積・割合	一人当たりの公園面積	屋上緑化・接道緑化	大径木・保存樹木	生物種数	満足度	住民参加数など			
H.10	千代田区	○	○	○	○	○						
H.11	文京区	○		○								
H.14	台東区	○	○									公開空地面積、公共施設敷の緑被率等数値目標なし
	江戸川区											区立公園新設・改良数
H.16	渋谷区	○										
H.18	目黒区	○		○								
H.19	江東区	○										
H.20	足立区	○										
	世田谷区	○	○									農地の減少抑制
	葛飾区	○	○									
H.21	中央区	○										
	新宿区	○										
	中野区	○	○									
	荒川区	○										公有・民有地別の緑被率
	練馬区	○										
H.22	杉並区	○										
	北区	○	○									建物緑化助成件数
H.23	港区	○	○									
	墨田区	○										
	大田区	○										
	豊島区	○										街路樹本数
	板橋区	○	○									

○は改訂した自治体

表-6 主な指標の特徴

分類	主な指標	アウトアウト プットカム	メリット	デメリット
公有地・民有地の緑地量	緑被率・みどり率	○	データ取得方法がほぼ確立。分りやすく他地域と比較可能。	計画にコストがかかる。施策の実施が成果に直接つながらない。
	緑地面積・割合	○	計測しやすく、施策の実施が反映される。	施策区域内の緑被率が減少しても数値に反映されない。
公園・公共施設の整備	公園面積・割合	○	計測しやすく、分かりやすい。施策の実施が直接反映される。	公園以外の多様な形態の緑地や、公園制度以外で創出される緑地が計測されない。
	一人当たりの公園面積	○	計測しやすく、実感として分かりやすい。	人口減少期には施策効果よりも人口減少による効果の方が大きくなる。多様な形態の緑地が計測されない。
民有地の緑化・緑地保全	屋上緑化・接道緑化	○	民有地の緑地の中では計測しやすい。	計測方法が確立していない。実感として分かりづらい。施策の実施が成果に直接つながらない。
	大径木・保存樹木	○	民有地の緑地の中では計測しやすい。	施策の効果上げることが難しい。
環境	生物種数など	○	実感として分かりやすい。	施策と指標の相関関係が明確でないため、施策の効果上げることが難しい。
住民満足度・参加	満足度	○	住民の実感として分かりやすい。	施策と指標の相関関係が明確でないため、施策の効果上げることが難しい。
	活動参加人数など	○	計測しやすく、施策の実施が直接反映される。	施策全体の一部の側面のみであり、メインの指標とはならない。

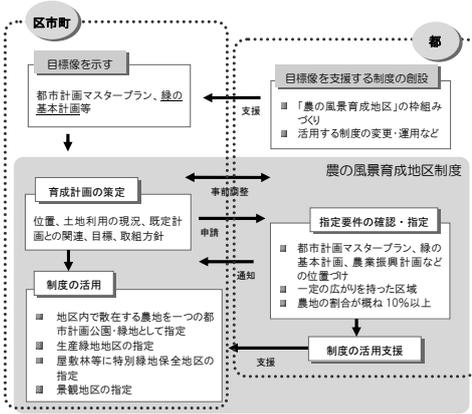


図-1 「農の風景育成地区制度」における都と区市町村の役割

(ii) 施策効果を把握可能な適切な指標の設定

現在の計画で多用されている指標のみでは、特に地域制度の効果の把握が十分でない。各制度の効果の評価可能な指標の設定が必要である。例えば、緑地の現況と施策の範囲を図化し一元化して見えるようにしたり、施策別・土地所有別の緑被率を計測したりするなどのきめ細かい目標・指標の設定が必要である。

(2) 緑の基本計画と都道府県との新たな関係

計画の実効性を高めるための都道府県の役割を、事例より以下4点に整理した。①区市町村の空間的な将来目標像をとりまとめ広域的な将来像を描く(広域調整)、②緑被率調査・データベース化など基礎的自治体に負担の大きい調査の実施(技術的支援)、③一自治体では緊急対応が難しい緑地の買収の補助など(財政的支援)、④制度の実効性を高める枠組みづくりや運用の助言(制度的支援)。即ち、広域レベルの空間管理計画以外は、財政や人的資源などの条件が厳しい区市町村の支援をする役割が重要である。

(3) 緑の基本計画と他制度との関係のあり方

本研究を踏まえ緑の基本計画と他制度の関係について展望を述べる。現在の緑の基本計画は、他の土地利用誘導や都市計画事業との調整の仕組みがあるが、区市町村は主体的に活用できていない。例えば、緑の基本計画は、各種個別計画と並んで区市町村MPや都市計画MPに適合するものとされ、道路や住宅計画などに対しては、計画策定後に届出や協定などで誘導することで調和を促すにすぎない。今後都市計画制度体系の再構築に合わせ、より実効性ある空間コントロールを担うためには、事前に緑の基本計画で将来の目標像を図示し、確保する緑地、緑化推進、都市公園整備の計画を明示し、地区の全体計画や他の個別計画への適合を促すような都市計画制度体系の構築が必要だと考える(図-3)。

補注及び引用文献

- 1) 藪原敬(2011): 大きな曲がり角にある都市計画・まちづくり: 都市計画根底から見直し新たな挑戦へ、学芸出版社 10-32
- 2) 大方潤一郎(2011): まちづくり条例による国際標準の計画制度: 都市計画根底から見直し新たな挑戦へ、学芸出版社 85-114
- 3) 国土交通省HP: <http://www.mlit.go.jp>, 2011.9.20 参照  
平成22年3月末までに全国641の自治体(46.4%)で策定
- 4) 石川幹子(1998): 緑の基本計画

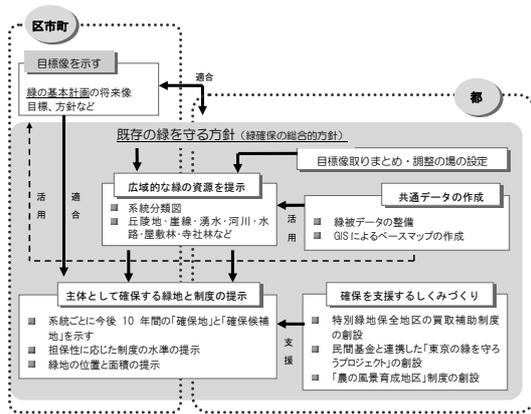


図-2 「既存の緑を守る方針」における都と区市町村の役割

の現状と今後: 平成9年度日本造園学会全国大会分科会報告: ランドスケープ研究 61(3), 237-244

5) 石川幹子(2007): 都市再生戦略としての「緑の基本計画」: 都市計画 269, 15-21

6) 内海麻利・小林重敏(1998): まちづくり条例の総合化動向に関する研究: 日本都市計画学会学術論文集 33, 541-546

7) 内海麻利・小林重敏(2000): 市町村の都市計画マスタープランとの関係におけるまちづくり条例の役割に関する研究: 都市計画 228, 50-58

8) 内海麻利(2002): 条例による土地利用調整の可能性に関する位置考察: 日本都市計画学会学術研究論文集 37, 361-365

9) 秋田典子(2010): まちづくり条例に基づく地区レベルのまちづくり制度の運用実態に関する研究: 日本都市計画学会学術研究論文集 45-3, 7-12

10) 平田富士男(2004): 都市緑地の創造: 朝倉書店, 241pp

11) 舟引徹明(2010): 都市における緑地空間確保行政における計画制度に関する考察: ランドスケープ研究 73(5), 675-678

12) 国土交通省監修(2007): 新編 緑の基本計画ハンドブック: (社)日本公園緑地協会, 234pp

13) 東京都都市整備局(2011): 東京都都市計画公園緑地等調査書, 135pp

14) 東京都建設局(1996, 2010): 公園調査

15) 東京都建設局(2009): 道路緑化資料

16) 東京都建設局(2011): TOKYO 道路のみどり

17) 東京都環境局HP <<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>>, 2011.9.20 参照

18) 東京都都市整備局HP <<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>>, 2011.9.20 参照

19) 東京都・特別区・市町村(2010): 緑確保の総合的な方針, 103pp

20) 1つの条例で複数の制度を担うもの、1つの制度を条例と要綱で担うものなどがあるため、制度数と条例・要綱数と一致しない。

21) 内海麻利(2010) まちづくり条例の実態と理論: 第一法規株式会社

22) 大橋洋一(2008) 都市空間制御の法理論: 有斐閣

23) 例えば、連続する屋線の緑には神社林や屋敷林、公共施設内の緑などがあり、それぞれ対象となる制度が異なる

24) 都市農地保全推進自治体協議会(平成20年設立) 市街化区域内農地を保全するための自治体連携組織。市街化区域内農地を持つ都内38の基礎自治体が会員。

25) しかし、農の風景保全に当たっては、営農の継続が不可欠なため、特に地価の高い都市部においては、市街化区域内農地を宅地に土地利用転換するよりも土地所有者がメリットを感じるよう、法レベルの制度の見直しが必要である。

26) 加藤範子・竹内智子(2010): 緑確保の総合的な方針について: 都市計画 285, 78-79

27) 竹内智子・細川卓巳・加藤範子(2011) 緑確保の総合的な方針の策定: 都市公園 190, 47-51

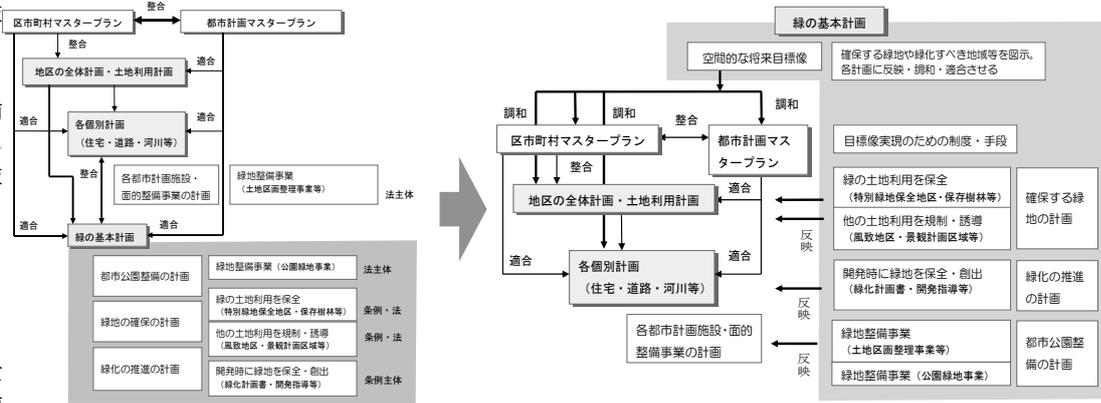


図-3 緑の基本計画と他制度との新たな関係